

中毒110番名義使用の規定とお手続きについて

公益財団法人 日本中毒情報センター

日本中毒情報センター中毒110番の電話番号は、当法人の名義使用会員に限り、自社製品の包装、製品要覧・パンフレット、自社ホームページ等に掲載する、あるいは、お客様相談室等の夜間・休日の留守番電話応答メッセージを録音するなど、さまざまな媒体で使用するすることができます。ただし、名義使用に当たっては、当法人の承認が必要となり、承認には次の規定がございます。

(1) 当法人の賛助会員（企業会員として年額60万円以上）であること。

(2) 当法人所定の書式（名義使用承認願）により、名義使用承認申請を行なうこと。

＊ 製品の包装と自社ホームページ等、複数の媒体で名義使用される場合は、名義使用媒体ごとに申請が必要です。

(3) 名義使用の記載（録音）内容は、当法人の所定の形式に準じること。

＊ 名義使用の対象となるのは自社名が明記されている製品のみです。
（自社名の記載のないOEM製品等については名義使用することはできません。）

＊ 名義使用媒体ごとに記載（録音）内容が異なります。

＊ 記載（録音）内容には必ず当法人の名称を入れてください。

＊ 掲載が完了しましたら、必ず当該媒体の見本を直ちにご提出ください。

(4) 名義使用の対象となる全ての自社製品に関して、当法人に製品情報を登録すること。

＊ 一般市民や医療機関の方が、名義使用の記載を見て（録音を聞いて）中毒110番に問い合わせをされた場合に、円滑に回答を行なうためには必須の要件です。誠にお手数ですが、ご理解・ご協力のほどお願い致します。

＊ 媒体ごとにご提出いただく資料等が異なります。

＊ 製品情報の登録に関する詳細については、別途資料「公益財団法人日本中毒情報センター製品情報登録のご案内」をご参照ください。

(5) 中毒110番が問い合わせに回答するために必要な個々の製品に関する組成・毒性のデータについて、当法人から情報提供を依頼した場合には、その都度応じていただけること。

名義使用される場合は、上記をご理解のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。なお、次ページ以降に、■名義使用手続きのながれ、■お問い合わせ担当窓口、■名義使用媒体ごとの詳細な規定（記載(録音)内容やご提出いただく資料等）をまとめます。不明点などございましたら、お問い合わせ担当窓口までご遠慮なくお尋ねください。

■ 名義使用手続きのながれ

- ① 本資料「中毒 110 番名義使用の規定とお手続きについて」をご確認のうえ、名義使用媒体をお決めください。
- ② 当法人所定の書式「名義使用承認願」に、当該名義使用媒体が対象とする全ての製品に関する製品情報とリストを添えて、日本中毒情報センター製品情報整備担当までご送付ください。
- ③ 「名義使用承認願」と製品情報を照合・確認のうえ、折り返し「名義使用承認書」を日本中毒情報センター本部事務局よりお送りいたします。並行して、お預かりした製品情報を日本中毒情報センターのデータベースへ登録いたします。
- ④ 該当する要覧、製品の包装等が完成しましたら、名義使用媒体見本一式を日本中毒情報センター製品情報整備担当までご送付ください。
- ⑤ 自社製品の受信状況一覧は、当法人に製品情報を登録された製品に関して、半年に 1 回、日本中毒情報センター情報提供担当よりご報告いたします。
- ⑥ 自社製品の急性中毒に関するお問い合わせで、医療機関が医療機関専用有料電話を利用された場合、通常医療機関に請求する利用料（1 件 2000 円）を医療機関に代わって名義使用会員がお支払いいただくことも可能です。希望する場合は当法人の本部事務局に連絡ください

■ お問い合わせ担当窓口

お問い合わせ内容	当法人担当窓口	電話番号 メール
賛助会の入会退会、会費の納入など 賛助会制度全般、契約関係等、代表窓口	本部事務局	TEL : 029-856-3566 FAX : 029-856-3533 head-jpic@j-poison-ic.or.jp
製品情報の登録に関する詳細内容等	製品情報整備	TEL : 072-730-2565 FAX : 072-726-9926 productinfo@j-poison-ic.or.jp
製品受信状況の報告に関する詳細内容等	情報提供	TEL : 029-852-6399 FAX : 029-854-7066 chudokuinfo@j-poison-ic.or.jp

■ 名義使用媒体ごとの詳細な規定

1. 製品の包装の場合

- (1) 当法人の賛助会員（企業会員として年額 60 万円以上）であること。
- (2) 当法人所定の書式（名義使用承認願）により、名義使用承認申請を行なうこと。
- (3) 製品の包装への表示は原則として下記の通りとすること。

各社の電話番号（必ず下記表示より上部に表示する）

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）
中毒 110 番 365 日 24 時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

（大 阪） 072-727-2499

（つくば） 029-852-9999

医療機関専用有料電話（1 件 2000 円）

（大 阪） 072-726-9923

（つくば） 029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、
情報料 1 件につき 2,000 円を徴収します。

* 医療機関専用有料電話の利用料を賛助会員が負担する場合は、下線部は省略可能です。

*スペースの都合で省略が必要な場合は、QRコードにて貴社webサイトへ誘導する形で掲載いただくことも可能です。その他ご不明な点は担当窓口（本部事務局）までお尋ねください。

- (4) 名義使用承認申請に当たっては、該当製品に関する日本中毒情報センター製品情報データシート（SDSでも可）をもれなく添付して提出していただくこと。
- (5) 中毒110番が問い合わせに回答するために必要な個々の製品に関する組成・毒性のデータについて、当法人から情報提供を依頼した場合には、その都度応じていただけること。

2. 製品要覧・パンフレットの場合

- (1) 当法人の賛助会員（企業会員として年額60万円以上）であること。
- (2) 当法人所定の書式（名義使用承認願）により、名義使用承認申請を行なうこと。
- (3) 製品要覧・パンフレットへの表示は原則として下記の通りとする。

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒110番 365日24時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

（大阪） 072-727-2499

（つくば） 029-852-9999

医療機関専用有料電話（1件2000円）

（大阪） 072-726-9923

（つくば） 029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、
情報料1件につき2,000円を徴収します。

*医療機関専用有料電話の利用料を賛助会員が負担する場合は、下線部は省略可能です。

- (4) 名義使用承認申請に当たっては、当該製品要覧やパンフレットに記載されている全ての製品に関して、日本中毒情報センター製品情報データシート（SDSでも可）とリストをもれなく添付して提出していただくこと。
- (5) 中毒110番が問い合わせに回答するために必要な個々の製品に関する組成・毒性のデータについて、当法人から情報提供を依頼した場合には、その都度応じていただけること。

3. 自社ホームページの場合

- (1) 当法人の賛助会員（企業会員として年額60万円以上）であること。
- (2) 当法人所定の書式（名義使用承認願）により、名義使用承認申請を行なうこと。
- (3) 自社ホームページへの表示は原則として下記の通りとする。

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒110番 365日24時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

（大阪） 072-727-2499

（つくば） 029-852-9999

医療機関専用有料電話（1件2000円）

（大阪） 072-726-9923

（つくば） 029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、
情報料1件につき2,000円を徴収します。

*医療機関専用有料電話の利用料を賛助会員が負担する場合は、下線部は省略可能です。

- (4) 名義使用承認申請に当たっては、当該ホームページが対象とする全ての製品に関して、日本中毒情報センター製品情報データシート（SDSでも可）とリストをもれなく添付して提出していただくこと。
- (5) 中毒110番が問い合わせに回答するために必要な個々の製品に関する組成・毒性のデータについて、当法人から情報提供を依頼した場合には、その都度応じていただけること。

4. 留守番電話応答メッセージの場合

- (1) 当法人の賛助会員（企業会員として年額60万円以上）であること。
- (2) 当法人所定の書式（名義使用承認願）により、名義使用承認申請を行なうこと。
- (3) お客様相談室等の夜間・休日の留守番電話応答メッセージは原則として下記の通りとする。

例 1.

「なお、緊急な当社製品の誤飲に対するご相談や、急性中毒事故が発生した場合の治療等に関するお問い合わせは、公益財団法人 日本中毒情報センターの次の電話番号で、**365 日 24 時間にて必要な情報提供を行っております。**

一般市民の方は「大阪中毒 110 番」072-727-2499、または、「つくば中毒 110 番」029-852-9999
医療機関の方は「大阪中毒 110 番」072-726-9923、または、「つくば中毒 110 番」029-851-9999
です。」

例 2.

「なお、緊急な当社製品の誤飲に対するご相談や、急性中毒事故が発生した場合の治療等に関するお問い合わせに対しては、公益財団法人 日本中毒情報センターにて 365 日 24 時間、必要な情報提供を行っておりますのでご利用下さい。一般市民の方は 072-727-2499、医療機関の方は 072-726-9923 におかけ下さい。」

- (4) 名義使用承認申請に当たっては、当該留守番電話が対象とする全ての製品に関して、日本中毒情報センター製品情報データシート（SDSでも可）とリストをもれなく添付して提出していただくこと。
 - (5) 中毒 110 番が問い合わせに回答するために必要な個々の製品に関する組成・毒性のデータについて、当法人から情報提供を依頼した場合には、その都度応じていただけること。
- *上記以外の媒体の場合は、担当窓口（本部事務局）までご遠慮なくお尋ねください。

5. 安全データシート（SDS）の場合

- (1) 当法人の賛助会員以外でも記載可能。
- (2) 名義使用承認申請は不要。
- (3) SDSへの表示は原則として下記の通りとする。

緊急連絡先：各社の緊急連絡電話番号（必ず表示する）

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒 110 番 365日24時間対応

一般市民専用電話（情報料無料）

（大阪） 072-727-2499

（つくば） 029-852-9999

医療機関専用有料電話（1件2000円）

（大阪） 072-726-9923

（つくば） 029-851-9999

**医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、
情報料 1 件につき2,000円を徴収します。**

*医療機関専用有料電話の利用料を賛助会員が負担する場合は、下線部は省略可能です。

- (4) 当該SDSをもれなく提出していただくこと。

JPIC0002-003